

改正 平成14年2月22日告示第266号 平成15年4月18日告示第690号
平成17年3月4日告示第158号 平成17年4月15日告示第295号
令和3年2月24日告示第132号

北海道環境影響評価条例施行規則（平成11年北海道規則第7号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、北海道環境影響評価条例（平成10年北海道条例第42号。以下「条例」という。）第4条第3項の規定による第二種事業に係る判定の基準を次のとおり定めた。

1 条例第2条第3項に規定する第二種事業に係る条例第4条第3項（同条第4項及び条例第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同様の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなる可能性が高いこと。

(2) 第二種事業が実施されるべき区域に規則附則第5条の表の備考の1に規定する特別地域等が存在し、かつ、当該特別地域等において実施されるべき当該第二種事業の規模が規則別表第1の第2欄及び第4欄に掲げる第二種事業の要件の規模に該当すること。

(3) 第二種事業（条例第2条第2項第8号、第9号及び第12号に規定する事業の種類に該当する事業を除く。）が実施されるべき区域に規則附則第5条の表の備考の2に規定する住宅地等が存在し、かつ、当該住宅地等において実施されるべき当該第二種事業の規模が規則別表第1の第2欄及び第4欄に掲げる第二種事業の要件の規模に該当すること。

(4) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第二種事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい水域

イ 学校、病院、住居が集合している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ 自然度が高い植生の地域、藻場、干潟、さんご群集、汽水湖その他の人の活動によって影響を受けていない若しくはほとんど受けていない自然環境又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

エ アからウに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

(5) 第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該第二種事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第5条の2第1項の指定地域

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第6条第1項の窒素酸化物対策地域又は同法第8条第1項の粒子状物質対策地域

ウ 幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第5条第1項の規定により指定された沿道整備道路

エ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2第1項の指定水域又は指定地域

オ 湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第1項の規定により指定された指定

湖沼又は同条第2項の規定により指定された指定地域

カ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園又は北海道立自然公園条例（昭和33年北海道条例第36号）第3条第1項の規定により指定された道立自然公園の区域

キ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域又は北海道自然環境保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第14条第1項の規定により指定された道自然環境保全地域

ク 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域

ケ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第2項の規定により指定された保安林（同条第1項第8号、第10号又は第11号に掲げる目的を達成するために指定されたものに限る。）の区域

コ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

サ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区の区域

シ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

ス 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条1の規定により指定された湿地の区域

セ 水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第18条第1項又は第4項の規定により指定された保護水面の区域

ソ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁（りょう）及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしているものに限る。）又は天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）

タ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区の区域

チ アからタまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

(6) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、第二種事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二種事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

ア 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による環境上の条件についての基準（以下「環境基準」という。）であって、大気汚染（二酸化窒素又は浮遊粒子状物質に関するものに限る。）、水質汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全リン）に関するものに限る。）又は騒音に係るものが確保されていない地域

イ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の限度を超えている地域

ウ 振動規制法（昭和51年法律第64号）第16条第1項の限度を超えている地域

エ 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域

オ アからエまでに掲げるもののほか、1以上の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

2 第二種事業が1に掲げる要件のいずれにも該当しない場合において、当該第二種事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、次のいずれかに該当することとなるときは、1の要件にかかわらず、当該第二種事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

(1) 当該第二種事業及び当該同種の事業の規模の合計が、規則別表第1の第2欄及び第3欄に掲げる第一種事業の要件の規模に該当すること（当該第二種事業及び当該同種の事業が、条例第2条第2項第15号に規定する複合開発の事業に該当する場合を除く。）となるとき。

(2) 当該第二種事業及び当該同種の事業が、総体として1の(2)から(6)までに掲げる要件のいずれかに該当することとなる時。